

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県規則第14号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第1（第2条、第7条、第8条、第13条関係） 1 使用料及び手数料 （1）～（18） 略 （19） <u>鳥取県立産業人材育成センター条例（昭和44年鳥取県条例第37号）第6条第1項及び第7条第1項の規定に基づく手数料</u> （20）～（24） 略 （25） <u>鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）第2条第1項の規定に基づく手数料（同項第15号から第15号の5まで、第19号の2、第181号、第224号から第225号の3まで、第327号及び第328号に規定する手数料を除く。）</u> （26） 略 2 略	別表第1（第2条、第7条、第8条、第13条関係） 1 使用料及び手数料 （1）～（18） 略 （19） <u>鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例（昭和44年鳥取県条例第37号）第4条第1項及び第5条第1項の規定に基づく手数料</u> （20）～（24） 略 （25） <u>鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）第2条第1項の規定に基づく手数料（同項第15号から第15号の4まで、第19号の2、第181号、第224号、第225号、第327号及び第328号に規定する手数料を除く。）</u> （26） 略 2 略

#### 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表第1の1の(25)の改正規定（「、第225号」を「から第225号の3まで」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。